

【土地区画整理審議会とは】

- 審議会の目的
 仮換地の指定や換地計画の作成等、法に定められた処分等を適正かつ公正に実施するために設置する諮問機関です。
- 審議会委員の構成
 定数は10名で、うち8名は施行地区内の土地の所有者及び借地権を有する方のなかから選挙によって選出し、2名は学識経験者から瑞穂市長が選任します。
 ※立候補者が定数（8名）を超えない場合、選挙は行いません。

■ 審議会委員決定までのスケジュール

年	R8年度			
月	6	7	8	9
選挙なし	選挙期日・選挙人名簿縦覧の公告	選挙人名簿の作成基準日 (選挙人名簿に対する異議申出期間) 選挙人名簿の縦覧	選挙すべき委員の数の公告 選挙人名簿確定・ 立候補受付期間	立候補者の氏名 住所の公告 無投票の公告 当選人の公告 審議会①
選挙あり	選挙人名簿縦覧の公告	選挙人名簿の作成基準日	選挙すべき委員の数の公告 選挙人名簿確定・ 立候補受付期間	立候補者の氏名 住所の公告 無投票の公告 当選人の公告 審議会①
				選挙管理者及び 立会人選任 投票時間の公告 選挙場・ 選挙の実施 当選人の公告 審議会①

■ 事業認可から仮換地指定までのスケジュール

事業計画の決定告示の日に基準地積が決定します。
 翌日から未登記借地権などの申告（権利の申告など）ができます。

	R6年度	R8年度	
土地区画整理事業	都市計画決定 9月18日	事業認可 5月26日	事業計画の決定 5月27日
		審議会委員選挙 選挙日 選挙手続き ・選挙人名簿縦覧 ・選挙人名簿確定 ・選挙すべき委員の数の公告 ・立候補受付 ほか 選挙・任命	
		土地区画整理審議会 ・評価員選任 ・換地計画の審議 ほか 評価員会 ・土地、建築物等の 評価の審議 ほか	
		仮換地案の説明会 (個別説明会)	
		審議会④ 仮換地指定の審議 仮換地指定	
		換地設計準備・換地設計・道路等の設計・移転補償準備	
		土地区画整理審議会の設置	